

事 務 連 絡
令和 6 年 3 月 8 日

各

| |
|---------|
| 都 道 府 県 |
| 保健所設置市 |
| 特 別 区 |

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康・生活衛生局食品基準審査課

食品中の食品添加物分析法の妥当性確認ガイドラインに関する質疑応答集
（Q&A）」の公表について

食品中の食品添加物分析法については、「食品中の食品添加物分析法について」（平成12年3月30日付け衛化第15号厚生省生活衛生局食品化学課長通知）の別添「第2版 食品中の食品添加物分析法」により定められており、試験を実施する場合には「食品中の食品添加物分析法の妥当性確認ガイドライン」（令和6年3月8日付け健生食基発第1号・健生食監発第1号厚生労働省健康・生活衛生局食品基準審査課長及び食品監視安全課長通知）により、分析法の妥当性を各試験機関が確認するためのガイドラインを策定したところです。

今般、本ガイドラインについてQ&Aをとりまとめ、国立医薬品食品衛生研究所食品添加物部ウェブサイトに掲載しましたので、お知らせします。なお、本質疑応答集の内容については、必要に応じて追加等を行う予定ですのでご了承下さい。

Q&A掲載ウェブサイト：http://www.nihs.go.jp/dfa/dfa_jp/index.html